

# DC ETC カード会員規約

本規約の「カード発行会社」は、ETC 会員の所属カード会社名に読み替えます。

## 第 1 条（本規約の趣旨）

本規約は、カード発行会社（以下「当社」といいます。）および三菱 UFJ ニコス株式会社（以下「三菱 UFJ ニコス」といいます。）所定の DC 標章を冠したクレジットカードの会員規約（法人会員規約を含みます。以下「会員規約」といいます。）に定める会員（以下「会員」といいます。）が DC ETC カード（以下「ETC カード」といいます。）を利用する場合の規約を定めたものです。会員は会員規約および本規約を承認し、別途自動料金収受者が定める「ETC システム利用規程」・「ETC システム利用規程実施細則」および車載器業者が定める利用規程等を合せ遵守して ETC カードを利用するものとします。

## 第 2 条（定義）

本規約における次の用語は、以下の通り定義するものとします。

1. 「ETC カード」とは、自動料金収受者が運営する ETC システムにおいて利用される通行料金支払専用  
に第 3 条に定める方法により発行されるカードをいいます。
2. 「自動料金収受者」とは、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式  
会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社など道路  
整備特別措置法に基づく有料道路管理者のうち三菱 UFJ ニコスがクレジットカード決済契約を締結  
した有料道路管理者をいいます。
3. 「ETC システム」とは、自動料金収受者所定の料金所において ETC 利用者が ETC カードおよび車載器、  
ならびに自動料金収受者の路側システムを利用して通行料金の支払いを行うシステムをいいます。
4. 「車載器」とは、ETC 利用者が ETC システム利用の為車輦に設置する通信用の装置をいいます。
5. 「路側システム」とは、自動料金収受者所定の料金所の ETC 車線に設置され、ETC 利用者の車載器と  
無線により必要情報を授受する装置をいいます。

## 第 3 条（ETC カードの発行・管理責任）

1. 当社および三菱 UFJ ニコス（以下併せて「両社」といいます。）は、会員より本規約および会員規  
約を承認の上、所定の方法で ETC カードの申込みを受けた場合、両社が適当と認めた会員に対し、  
会員が指定し両社が認めた DC 標章を冠したクレジットカード（以下「指定カード」といいます。）  
に追加して、ETC カードを発行し、貸与します。なお、ETC カードを貸与された会員（以下「ETC  
会員」といいます。）は、ETC システムにおいては指定カードに代わり ETC カードを利用すること  
により指定カードによる決済サービスを受けることができます。
2. ETC カードは、ETC カードの表面に印字された ETC 会員本人に限り利用できます。
3. ETC カードの所有権は当社にあり、ETC 会員は善良な管理者の注意をもって ETC カードを利用・管  
理するものとします。万が一他人に貸与したり、車輦内に放置する等により第三者による不正使用  
があった場合、ETC 会員本人が支払責任を負うものとします。
4. ETC 会員は両社より ETC カードを貸与されたときは、本規約および会員規約を承認の上、ETC カ  
ード裏面に ETC 会員の署名をしていただきます。ETC 会員が本規約および会員規約を承認しない場合  
には、利用開始前に直ちに ETC カードを切断した上で当社に返却するものとします。

## 第 4 条（ETC カードの利用方法）

1. ETC 会員は、自動料金収受者所定の料金所において、ETC カードを挿入した車載器を介し路側シス

テムと無線により必要情報を授受し、または ETC カードを提示するなど、自動料金収受者所定の方法で通行することにより、通行料金の支払いを行うことができるものとします。

- ETC 会員は、自動料金収受者所定の料金所において、ETC カードの提示を求められた場合、これを提示するものとします。

#### 第 5 条 (ETC カードのご利用代金の支払方法)

- ETC カードのご利用代金の支払方法は、1 回払いとします。ただし、指定カードの支払方法に別途規約の定めがある場合は、当該規約の支払方法によるものとします。
- 当社は、ETC 会員の ETC カードご利用代金を指定カードのご利用代金請求と同じ方法により請求し、ETC 会員は指定カードのご利用代金と合算して支払うこととします。
- 当社のご利用代金の請求が、自動料金収受者の請求データに基づく限り、ETC 会員は請求額の支払義務を負うものとします。もし、自動料金収受者の請求データに疑義がある場合には、ETC 会員と自動料金収受者間で解決するものとし、当社への支払義務に影響を及ぼさないものとします。

#### 第 6 条 (ETC カードの利用・貸与の停止など)

ETC 会員が、本規約または会員規約に違反した場合、ETC カードまたは指定カードの利用状況が適当でないと当社または三菱 UFJ ニコスが認めた場合、当社または三菱 UFJ ニコスは、ETC 会員に通知することなく ETC カードもしくは指定カードまたは両カードの利用・貸与の停止、返却など会員規約に定める措置をとることができるものとし、ETC 会員は予めこれを承諾するものとします。当社または三菱 UFJ ニコスは、ETC カードの利用停止の措置および契約終了に伴う措置等による道路上での事故に関し、これを解決もしくは損害賠償する責任を一切負わないものとします。

#### 第 7 条 (ETC カードの紛失・盗難、破損・変形などの届出義務・責任および再発行)

- ETC 会員が、ETC カードを紛失し、もしくは盗難等にあった場合、すみやかに下記の諸手続きをお取りいただきます。
  - 当社または三菱 UFJ ニコスに直接電話などによる連絡
  - 当社または三菱 UFJ ニコスへの所定の届出書の提出
  - 最寄りの警察署への届出
- 前項の場合の ETC 会員の責任は、会員規約に定める「カード紛失・盗難の規定」によるものとします。
- ETC カードが破損、変形もしくは機能不良になった場合は、直ちに当社または三菱 UFJ ニコスに届出るものとします。
- ETC カードは、両社が認める場合に限り再発行します。この場合、当社所定の手数料をお支払いいただきます。
- ETC カードの再発行により ETC カードの会員番号が変更となった場合、自動料金収受者が実施する登録型割引制度を利用する ETC 会員は、自ら、自動料金収受者所定の変更手続を行うものとし、その変更手続が完了するまで所定の割引が適用されないことを予め承諾するものとします。両社は、所定の割引が適用されないことにより ETC 会員が被った損害について、一切の責任を負わないものとします。

#### 第 8 条 (ETC カードの有効期限)

- ETC カードの有効期限は、指定カードと別に定めるものとし、ETC カード表面に記載した月の末日までとします。

2. ETC カードの有効期限が到来する場合、両社が引続き ETC 会員として適当と認める方には、新しい ETC カードを送付します。
3. 有効期限内における ETC カード利用による支払いについては、有効期限経過後といえども会員規約および本規約を適用します。

#### 第 9 条（退会）

ETC 会員は ETC カードを退会する場合、両社所定の退会手続きを行うとともに、ETC カードを当社または三菱 UFJ ニコスに返却いただくか、ETC カードの IC チップ部分を切断の上破棄してください。なお、指定カードを退会した場合は、当然に ETC カードも退会したものとみなします。

#### 第 10 条（指定カードの変更）

ETC 会員は、両社所定の変更手続きを行い両社が認めた場合に、両社が発行する他のクレジットカードを指定カードとすることができます。

#### 第 11 条（ETC カードの新規発行手数料）

ETC 会員は当社に対し、会員規約に定める年会費とは別に、第 3 条第 1 項に定める ETC カード発行の対価として、入会申込書およびホームページ等に記載する所定の新規発行手数料を支払うものとします。新規発行手数料は、退会または ETC 会員資格の取消しとなった場合その他理由の如何を問わず返却致しません。

#### 第 12 条（免責事項）

1. 両社は、ETC カードのご利用代金の支払いに関する事項を除き、事由の如何を問わず、道路上での事故、ETC システムもしくは車載器に関する紛議などに関し、これを解決し、または損害を賠償する等の責任を一切負わないものとします。
2. 両社は、ETC カードの紛失・盗難、破損・変形または機能不良など、ETC カードを利用することができないことにより ETC 会員に生じた損失、不利益に関して、一切の責任を負わないものとします。

#### 第 13 条（本規約の変更）

本規約の変更について、両社のいずれかから変更内容を通知した後または新規約を送付した後に ETC カードを利用したときは、ETC 会員が変更事項または新規約を承認したものとみなします。

#### 第 14 条（会員規約）

本規約に定められていない事項については、会員規約によるものとします。

以 上

（2020 年 4 月 1 日現在）